

令和 3 年 6 月

第 13 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 中山 正二

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 3年 6月30日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第13回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第3号

下記について付議するため、6月30日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎6階602・603中会議室に、第13回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第2号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第3号議案	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	3番 茅野 和廣	5番 中村 浩幸
6番 高山 豊江	7番 早船 輝明	8番 加藤 吉江	10番 中山 正二

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、1番 中田 晋一委員、4番 伊藤 勝博委員、9番 小櫃 敏文委員を自宅待機とした。

4 欠席委員

2番 山崎 豊

5 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

6 出席職員

事務局長 渡辺 裕	事務局次長 吉田 浩司	農地係長 嶋田 健一
書記 西村 裕介		

7 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

8 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、10番 中山 正二委員を指名した。

9 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項7について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

10 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案No.1を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、安行領家のかた外1名から、安行領家のかたへ使用貸借を設定し、分家住宅に転用する議案です。詳細については、事務局から説明お願いいたします。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、花と緑の振興センターから南に300mほどの所に位置した2筆、計461㎡でございます。

借主は貸主の子であり、現在、妻と子ども2人の4人で実家に同居しております。

子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になってしまい、子育てを手伝ってもらえることや両親が高齢になった時に力になれるなど、互いに協力し合えることを考慮して、実家と隣接する申請地の提供を受けて住宅を建築することになり、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、分家住宅の建築に係る費用は全額金融機関からの融資で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在の住居が手狭であることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、開発許可に向けて、今のところ特に支障はないとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、建築する住宅の規模などから判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は分家住宅が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界にはブロックを設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支

障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「はい、特にございませんが、先日現地を見て参りました。そのとおりでございましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。」

- 5) 議長は第1号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

- 6) 議長は第1号議案No.2を上程し、説明を求めた。

- 7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、神戸のかたから、差間2丁目の株式会社大幸リパティ外1名へ所有権を移転し、資材置場及び駐車場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根支所から北西に250mほどの所に位置する5筆、計2,763㎡でございます。

譲受人は、平成4年に設立し、関東を中心に建設業を営んでおります。

現在、公共事業を請負うことが多く、受注後に大量の資材を仕入れる必要があるため、繁忙期になると現在借りている資材置場ではスペースが足りなくなり、また、事務所以外に駐車スペースがないことから、一部の工事車両は現場に停めたままになっております。

このため、騒音や振動など近隣住民に与える影響も考慮し、住宅等が少ない場所で資材置場及び駐車場として一体利用できる土地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に神根支所があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、資材置場及び駐車場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっておりますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、現在借りている資材置場は手狭であり、駐車スペースも足りないことから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、また、道路管理者の通行認定を受けていることから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっておりますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっておりますが、設置する資材の量及び車両の台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、本件は資材置場及び駐車場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、隣地との境界にはネットフェンスを設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地の確認をして参りました。ただいまの事務局の説明のとおりでございますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 10) 議長は第1号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

- 11) 議長は第1号議案No.3を上程し、説明を求めた。

- 12) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.3は、神戸のかたから、江戸川区の医療法人社団桐和会へ賃借権を設定し、駐車場に転用する議案でございます。詳細については、事務局から説明をお願いいたします。」

- 13) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根支所から北に600mほどの所に位置する2筆、計1,465㎡でございます。

譲受人は、平成5年に設立し、市内及び都内において病院、診療所等を運営しております。

このたび、譲受人が運営する川口さくら病院が、現在、駐車場として使用している病院敷地内に、リハビリテーション施設を建築することになり、45台分の駐車スペースが喪失するため、近隣で同規模の駐車場用地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、リハビリテーション施設の建築に伴い既存駐車場の一部が喪失するため、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界にはコンクリートブロック及びフェンスを設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

14) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地の確認を行いました。申請者にお話を伺いました。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。」

15) 議長は第1号議案No.3について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

16) 議長は第1号議案No.4を上程し、説明を求めた。

17) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.4につきまして、赤芝新田のかたから、同じく赤芝新田の株式会社マヒルへ所有権を移転し、駐車場に転用する議案でございます。詳細につきましては、事務局から説明させていただきます。」

18) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、戸塚西中学校から南東に300mほどの所に位置する1筆、537㎡でございます。

譲受人は、平成28年に設立し、1都3県を中心に解体工事業を営んでおります。

現在借りている駐車場は進入路が狭く、近隣住民に迷惑がかかるため、7月の契約期間満了に伴い駐車場の移転を検討していたところ、所有する事業用地に隣接する申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、駐車場の契約期間が満了するため、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、また、道路管理者の通行認定を受けていることから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地の所有者は譲受人であることから、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、隣地との境界には万能鋼板を設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。」

19) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「過日、事務局とともに現地を調査いたしました。確認いたしました。ただいまのご説明のとおりでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。」

- 20) 議長は第1号議案No.4について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。
- 21) 議長は第1号議案No.5を上程し、説明を求めた。
- 22) 地区担当委員は、次のように説明した。
「No.5は、西新井宿のかたから、草加市のかたへ使用貸借を設定し、分家住宅に転用する議案であります。詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。」
- 23) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。
「申請地は、新井宿インターチェンジから西に300mほどの所に位置した2筆、計114㎡でございます。
借主は貸主の孫であり、現在、妻と2人で草加市の賃貸住宅に住んでおります。
現在の住居では、子どもを授かった際、手狭になるため、安心して子育てができることや祖父や両親の面倒を見られることを考慮して、実家と隣接する申請地の提供を受けて住宅を建築することになり、今回申請に至ったものでございます。
それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。
まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に新井宿インターチェンジがあるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。
次に、資力及び信用についてですが、分家住宅の建築に係る費用は全額金融機関からの融資で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。
許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在の住居では手狭となることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。
申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、開発許可に向けて、今のところ特に支障はないとの回答があったことから、該当しないと考えます。
申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地の所有者は譲受人の父であり、同意を得ていることから、該当しません。
申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、建築する住宅の規模などから判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。
申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は分家住宅が目的であり、該当しないと考えます。
農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。
申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。
以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」
- 24) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。
「申請地はですね、御成街道の隣接する地区でありまして、別にこれという問題はないと思っておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。」
- 25) 議長は第1号議案No.5について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。
- 26) 議長は第1号議案No.6を上程し、説明を求めた。
- 27) 地区担当委員は、次のように説明した。
「No.6は、芝下3丁目のかた外2名から、西新井宿の株式会社鈴木工業へ所有権を移転し、

駐車場及び工事用具置場に転用する議案であります。詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。」

28) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、川口青陵高校から南東に 500m ほどの所に位置する 3 筆、計 348 m²でございます。

譲受人は、昭和 26 年に設立し、関東を中心に土木工事、建築業を営んでおります。

現在、工事用具置場兼事務所として使用している市内の借家には、作業車両や通勤車両の駐車スペースがなく、工事用具の積み込みにも苦慮しており、効率的に業務が行える土地を探していたところ、自宅に隣接する申請地の所有者から了承が得られたため、事務所機能を自宅に移すことを踏まえ、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断しております。第 2 種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第 3 種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場及び工事用具置場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、駐車スペースがなく業務に支障があることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、また、道路管理者の通行認定を受けていることから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両台数や設置する工事用具の量から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場及び工事用具置場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界には既存ブロックフェンス等を残し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第 5 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 5 7 条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

29) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「現地はですね、川口ジャンクションから 122 号をちょっと入ったところにありまして、特にこれという問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。」

30) 審議内容は以下のとおりである。

議長 「説明は以上のとおりですが、No.6 について、何かご意見等がありますか。」

茅野委員 「えー、実は、あのう、ここは、私、散歩と併せて農地パトロールをしてるところなんですけど、まああのう、資料の 12 ページを見ていただくと分かるんですけどね。この接続道路

が、幅員が約2.7m、ま、いわゆる昔の1間半の道路ということになっています。

ただいま、事務局からご説明がありましたとおり、市の審査課かな、通行許可の承認を受けているというお話もあったんですが、まああのう、農地法5条の許可要件、許可基準には当然合致しているということの理解ですよね。ちょっと、あの、重ねて聞くんですが。」

事務局 「許可要件に全て合致しているものと判断しております。」

茅野委員 「それで、この、ま、12ページの地図を見せていただくと、トラックが2台、リース重機が2台、まあ、あのう、駐車スペースですから、この規格になってるんでしょうが、幅が3m、奥行きが6m、全長が6mのトラックが入ることになっております。まあ、毎日、この狭い道路を通行する訳ですから、非常に危険だなという感じがいたします。

これは、あくまで、駐車スペースです。トラック、どんなトラックが入るかっていうのは、申請時にお話しいただいているんですかね。要は、規模・大きさ。」

事務局 「申請にあたりまして、実際に使用する車両の車検証の提出を求めています。

こちら3m×6mのサイズですが、こちらは駐車スペースとして確保している大きさでございまして、これがトラックの大きさではございません。」

茅野委員 「はい。まあ、あの、そうだと思いますね。ま、仮に4tトラックだと、私も調べたんですよ。大きいものであれば、約2.5mの幅、小さいものでは2.2m、仮に10tトラックであれば、大きいものでも大体2.5に2.4、ただ、長さが多少違いますけどね。そのぐらいの規模のものが入ってくるということで、まあ非常に危険じゃないかなと。

で、建築を、建築物を建てる訳じゃありませんから、建築基準法に該当する訳がないんで、当然、あの、道路は、例えば、あのう、敷地内セットバックと言って、4mを確保しなけりゃならないという条件はないのは承知をしております。

が、まあ、あのう、配布されたね、この資料を見てもお分かりいただけるんですが、このね、11ページ、公図の写しがあるんですよ。公図の写しを見ていただくとね、この該当地の前後、これ建物が建ってますから、当然のごとくなんですけど、建築基準法に則り、セットバックをして4m道路を確保しているんですよ。で、ここの申請地は、建物じゃないがために、現状の2.7mの幅員のままになっている訳ですよ。

ですから、ここの2.7mを、建築、いー、建築物と同様に、4mを確保できないかなと、できないものかなということが、あー、趣旨なんですけど、その辺、いかがなんでしょうかね。」

事務局 「今、茅野委員がご指摘いただきました内容につきましては、代理人を通しまして、申請者にセットバックをされるご意思があるか確認をさせていただきました。

今現在、現地の申請地の道路界面には、樹木が植わっておりますが、こちら車両を通行する上で障害となりますので、道路面に接している樹木については、全て伐採して通行がしやすいようにするとのことでした。以上でございます。」

茅野委員 「通行には支障のないように地権者っていうか申請者に協力をいただいて、えー、対応しますよというお話というふうに受け止めました。

それでね、ま、今後もこういうことが沢山出てくるんじゃないかなと、こういうケースがあるんじゃないかなと思うんですけど、それで、ま、これは私の個人的な意見だけど、川口市農業委員会独自の許可基準っていうかな、指導的な要件としてね、こういうような案件は、あー、セットバックをするように建築物と同様にセットバックするような、なんかそういう指導、よ、よ、要綱なり、指導、この何らかの規制できるものを作れないんですかね。」

事務局 「こちらは令和元年度に、県、さいたま農林振興センターに助言をいただいたことになるんですが、農地法による許可について、農業委員会がセットバックを求めてしまうことについては、申請者に農地法の要件以上に負担を生じかねないことが懸念されるので避けるべきとお話がありました。以上でございます。」

茅野委員 「ということは、できないということですね。やっちゃうとね。うー、そいで。」

事務局 「少しですね、許可権者というところの整理が必要になります。通常は、県知事、都道府県知事が許可権者になりまして、その許可の基準というのは、実は農業委員会は作っておりません。許可権者が作っております。ですので、通常であれば埼玉県知事が作った許可基準をもって川口市の農業委員会が判断をするということになるんですが、現在、権限移譲ということで、許可権限が川口市長におりてございます。

どうしても農地法という全国基準のルールがございまして、どこまでですね、独自性を持たせられるかというのは、非常に限定的だとは思われます。

川口市の方に、権限移譲がおりておりますので、ただ今のご意見の方は、川口市でいきま

すと、所管課が農政課になりますので、農政課の方に伝えるようにいたします。以上でございます。」

茅野委員 「あのう、もう事務局当然承知していると思うんですね、防犯上の問題だとか災害上の問題がありますから、ま、広げていただければ、そういった観点からね、非常に大きなメリットがあるんじゃないかというふうに思いますんで、できれば窓口に申請に来た際には、ぜひ口頭なりに、ご指導いただければというふうに思います。以上です。」

山岡代理 「私も自分で議案を提案したものですから、なかなかちょっと申し上げにくいというか、確かに道路、6尺9尺の、9尺ですかね。今の時代の車に合わせると、ちょっと狭隘かなというんで心配は若干しておりましたが、ただ、農地法の中では、許可になってしまう。

だから、今、局長が言ったように、川口市に事務権限が移管されているから、市長の方で、いろいろ各部署との連携をとっていただいて。

これから、茅野委員が言ったようなことが結構、毎月のように申請が出るが多くなって、今まで大体、4m、6mの所はほとんど進出されて、使われてしまったから、だんだん最近、この道路の整備されていない6尺、9尺の所に入ってくる。こういう問題が結構出てくるのかなと思います。

是非、その辺の所を、出来る限り、この委員会にふさわしいような提案がされて、地域の皆さんにも迷惑かけないというようなことが必要かなというふうに、私も思いましたので、一つよろしくお願ひしたいということです。」

31) 議長は第1号議案No.6について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、花木を栽培し専業農家を営む、戸塚1丁目のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明をお願いします。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、戸塚支所から北西に300mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北西に50mほどの所に位置した5筆、計861.91㎡でございます。

申請人は、18歳の頃から40年以上農作業に従事しており、サルスベリ、ホンサカキ等の花木を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、妻の300日、子の300日と併せて世帯で900日でございます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日ですね、事務局と現地を確認いたしまして、また、申請者からもお話を伺いました。ただいまの説明のとおりです。ご審議の程よろしくお願ひいたします。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(4) 第3号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

1) 議長は第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「公平・公正な職務遂行が求められる行政委員会である農業委員会の法令遵守の徹底について、埼玉県農業会議から申し合わせ決議を行うことが望ましいとの提案がありましたことから、議案として提案するものです。

ご承認をお願いする内容といたしましては、記載のとおりとなりますので読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

説明は以上でございます。ご承認の程よろしくお願いいたします。」

3) 審議内容は以下のとおりである。

議長 「説明は以上のとおりですが、何かご意見等がありますか。」

茅野委員 「ただ今の提案理由、提出理由を聞かせていただきました。埼玉県農業会議の決議要請に従って、ま、提出をされた。ま、県の農業会議では決議を、申し合わせ決議をすることが望ましいという趣旨だというお話でした。

で、あのう、経緯については分かりましたが、私は、あのう、農業委員会委員等は、本件申し合わせ決議内容について、当然のこととね、皆さん承知していらっしゃると思うんですよ。現に、誠実、公平、公正に運用されてることは勿論のこと、個人情報保護にも徹底して厳正に対処していらっしゃるというふうには私は思っております。

で、農業委員会委員等に不祥事等問題が発生しておるのであればね、こういうこともやってもいいと僕は思いますよ。うー、そういう中で、何もないうちで、きちっとやっている中でね、決議書を議案提出していることにね、私自身は戸惑いやちょっと違和感を持っています。

で、えー、農業委員会等に関する法律等法令に従い忠実に職務遂行することは、今後とも当然のことであり、改めてね、この農業委員会自らが、自らの組織がですね、議案提出してまで決議する必要があるのかなというのが私の意見なんですけど、いかがでしょうか。」

議長 「今、いかがなものかという反対意見ということで、茅野委員からございました。他に何かご意見ございますか。」

山岡代理 「他の委員会、他の市町村それぞれに農業委員会があるんだけど、そこではどういう取り扱いをしていますか。」

事務局 「全てを把握している訳ではございませんが、埼玉県農業会議からの指導と言いますか、そういったものによって、決議を行っている農業委員会もございます。

本件に関しましては、あくまでも農業委員の皆さま同士で申し合わせるものでございますので、総意として決議を取らないということであれば、無理にですね、恐らく茅野委員のご意見というのは、反対に近いご意見かと思えます。総意で、あくまでも決議を皆さん同士で「そうですね、そうしましょう」という、そういう性質のものでございますので、反対のご意見があるのであれば、このまま決定をしないということ、よろしいのではないかと思います。以上でございます。」

山岡代理 「そうしますと、全てが決議で取っているということではないってことですよ。そうしますと、これはもう、コンプライアンス、倫理のそれぞれのことでしょうから、我々委員は、そうしたものは、当然、前段でしっかり心構え持って委員会にも出ているし、また、委員会離れても。

3年の任期期間中は、しっかり法令遵守しろということには変わりないと思っておりますので、申し合わせ事項としても良いかと思えます。あまりこう固くやってしまうと、みんなを縛り付けちゃうという気も、そんなことを茅野さん、おっしゃっているのかと思ったんですが、どうでしょうかね。」

茅野委員 「あのう、おっしゃる通りです。委員会内でね、申し合わせが必要なんであれば、申し合わせ事項として文書化してね、ま、それを配布すればいいんじゃないかなと。あえてね、議案としてね、提出して議決まで、周知する必要はないんじゃないかなという、私は気がしたもんですから、提案しました。」

議長 「確かにご意見のとおり、改めて云々という話でもないし、また、何と言いますかね、我々はもとより、そういうきちとした姿勢でね、法令遵守その他諸々、やはり公職ですから、そういうことを自覚をして日頃からやっていることですから、改めて決議することは少し抵抗はあるんですけど。

ただ、県もそうなんだろうけど、過去において何件かね、新聞種になって、ひどい時になると、農業委員会の会長が、自ら不正行為をやっちゃったりというふうなことも出てきていました。私の知っている限り、3、4年の間に何回か出てきましたね、新聞種が。

ですから、そういう意味で、県もこういうことについては、注意喚起してますよというジェスチャーとしても、やりたいということでしょうから、川口市としては特に決議はしませ

んけれども、今後とも今まで通り、法令遵守をしっかりとやっていきますよということで、どうなのでしょう。よろしいのではないのでしょうか。」

茅野委員 「あのう、会長言われたとおりなんです。私もちょっと調べましたらね、過去3年、全国の農業委員会、前期の会議においても、今のように不祥事が続いていたんですね、全国各地で4件ほどありまして、その時に、同様に上から、全国農業会議あるいは全国農業委員会長会議から通達なり、あるいは要請があった訳ですね。

ただ、あったにも関わらず、川口では今のお話の様に、川口の独自性がある、ここまでやる必要はないだろうということで、決議はしていないはず。議案として出してないはずなんです。という経過もあることですから、今回もあえてね、我々、何もしないで厳正にやっているにも関わらず、こういうものを自ら出すってのは違和感あるということで、きちっとやっている訳ですから。」

議長 「事務局長、これは県の方に決議書という形で出さなければいけないものなのですか。あるいは文書で、決議までは至りませんでしたけれども、川口市は相変わらず、法令遵守ということ、皆さんで再確認をして、今後とも法令遵守ということでやって参りますというふうな文書で出すのでしょうか。」

事務局 「申し訳ありません。決議後の手続きというのは、正確にちょっと調べておりませんので、改めて確認はさせていただきますが、今までこちらの方で読み込んだものについては、決議書の提出までは求められていないと思っております。

ただ、確認は取っておりませんので、改めて確認はさせていただいて、当然、法令遵守の意思がありますということについては、改めて、埼玉県農業会議に口頭で伝えさせていただきます。以上でございます。」

4) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決議しないことと決定し、引き続き法令遵守の徹底を再確認した。

5) 議長は、新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図り、換気を行うため5分間の暫時休憩を告げた。

暫時休憩

6) 議長は会議の再開を告げた。

1 1 連絡事項

- ・農地基本台帳整備に係る調査等の実施について
- ・特定生産緑地手続きのご案内について
- ・令和3年度 農地利用最適化活動活性化研修会について
- ・農業者年金制度のご案内について
- ・新聞記事のコピーについて

1 2 閉会

午前 11 時 20 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第 1 3 回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和 3 年 6 月 3 0 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩